

平成21年12月28日

通学者をお持ちのご家庭への生活支援について ～通学要件を緩和した「学生定期券」の新設～

交通局では、通学者をお持ちのご家庭を対象とした生活支援としまして、平成22年3月1日より通学要件を緩和した学生定期券を新設いたしますので、下記のとおりお知らせします。

これまでの「通学定期券」は、その用途を「通学」に限っていましたが、新設する「学生定期券」は、「学生」であれば、「通学定期券」と同じ料金で、習い事や塾・予備校、アルバイトなど、どのような用途でも、お得な経路を選択してご購入いただければ、ご家庭の交通利用負担が軽減されます。

1 趣旨

通学定期券は、ご利用を通学用途に限ることを前提として、自宅と学校の最寄り駅・停を結ぶ最短経路に限って、特に高い割引率で発売しています。

今回新設する「学生定期券」は、通学者をお持ちのご家庭への生活支援としまして、従来の通学定期券と同じ料金で、自宅と学校の最寄り・最短経路に限らず、ご利用の用途に合わせてご希望の区間・経路で発売するものです。

2 学生定期券の種類（詳細区分及び料金は別表）

- ・ 地下鉄学生定期券
- ・ バス学生定期券
- ・ バス・地下鉄割引連絡学生定期券

◎ご利用事例

大学生のAさんは、これまで、自宅の最寄りの植田駅と学校の最寄りの八事駅間の地下鉄通学定期券（1区1か月4,800円（大学生））を利用していました。他に、毎週2回、アルバイトで平針駅へ行きますが、植田ー平針間（1区）はユリカで乗車していました。1か月のユリカ使用額は、1区200円×往復×8日/月で3,200円のため、定期と合わせて月に8,000円の交通費が必要でした。

→地下鉄学生定期券なら、八事ー平針間というアルバイト先にも行ける経路でご購入いただけますので、2区1か月5,250円（大学生）で済み、1ヶ月当たり2,750円もお得です。

*学生定期券の発行対象者

学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学（短期大学、大学院含む。））

及び児童福祉法第39条に定める保育所並びに学校教育法第124条に定める専修学校及び同法第134条に定める各種学校その他の同等の教育施設で交通局長が認定した学校に在学している方です。

3 学生定期券の発売開始について

通用期間の開始日が平成22年3月1日以降のものについて、同日から発売いたします。

*購入時の在学確認について

学生定期券は、学生の方であれば通学用途以外でも購入できます。学生証等、学生の身分が証明できるもの（新入学生の場合は合格通知書、入学許可証でも可）をお持ちいただき、サービスセンターに備え付けの定期券購入申込書にご希望の区間を記入のうえ窓口にご提出ください。

【別表 学生定期券の料金】

区分			1か月	3か月	6か月	備考
バス	甲（中学生以上）	全線	7,200円	20,520円	38,880円	平成20年度から実施
		4区まで	5,400円	15,390円	29,160円	通学甲4区までと同額
	乙（小学生）	区間指定	3,600円	10,260円	19,440円	通学乙と同額
地下鉄	甲（大学生）		4,800円	13,680円	25,920円	通学甲と同額
	甲2（中学生・高校生）		4,320円	12,320円	23,330円	通学甲2と同額
	乙（小学生）		2,400円	6,840円	12,960円	通学乙と同額
連絡	甲（大学生）		9,600円	27,370円	51,840円	通学甲と同額
	甲2（中学生・高校生）		9,220円	26,280円	49,770円	通学甲2と同額
	乙（小学生）		4,800円	13,690円	25,920円	通学乙と同額

※地下鉄は1区の料金、連絡はバス・地下鉄割引連絡の地下鉄1区・バス全線（乙は区間指定）の料金